1．令和5年度就学援助制度の実施について

都道府県	市町村名	1．就学援助制度の周知方法 （1）就学援助制度の周知方法（あてはまるものに○） ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載または就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に就学援助制度を記載	オ．学校を通じて就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校を通じて就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の基準時に学校を通じて就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会やスクールソーシャルワーカー等から児童・生徒へ案内を送付	コ．その他	（2）（1）のコの内容	（3）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの1つに○） ア．申請時期を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度末から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学期で申請を受け、各学期始めから援助	オ．その他	（4）（3）のオの内容・補足事項	（5）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるもの全てに○） ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請を希望する者が学校にかかわらず、各自が教育委員会に提出	オ．申請を希望する者が教育委員会に提出	カ．申請を希望する者が学校にかかわらず、各自が教育委員会に提出	キ．その他	（6）（5）のキの内容	（7）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるもの全てに○） ア．自につやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安の掲載等を記載	エ．各学期の援助額や年間の援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	（8） （7）のカの内容
31	31	20	15	14	11	5	22	24	0	1	5	5	0	2	28	0	1	1	17	4	12	0	0	0	1	5	12	0	4	12	1	5	5
和歌山県	和歌山市	○	○	○	○		○	○							○										○	申請を希望する者が学校に提出。ただし、就学先変更については申請を希望する者が教育委員会に提出。			○	○	○			
和歌山県	海南市	○	○			○	○	○							○				○											○				
和歌山県	橋本市	○		○	○		○	○							○						○								○					
和歌山県	有田市	○	○								○	就学前の子どもに配布する冊子（有田市子育て応援ブック）に制度の案内を掲載			○				○								○							
和歌山県	御坊市	○	○	○	○		○	○							○						○									○		○	児童扶養手当申請時に、就学援助制度についてお知らせする。
和歌山県	田辺市	○	○				○	○							○				○										○	○				
和歌山県	新宮市	○			○			○							○						○									○				
和歌山県	紀の川市	○	○	○	○	○	○	○							○				○								○			○				
和歌山県	岩出市	○	○		○	○	○	○							○				○								○							
和歌山県	紀美野町	○	○	○			○	○							○						○						○							
和歌山県	かつらぎ町	○		○	○	○	○	○			○	転入時及び児童扶養手当受給申請時、担当窓口において就学援助制度書類を配布			○				○	○									○			○	福祉担当部署等他の部署と密に連携をとっています。
和歌山県	九度山町	○		○			○	○			○	入学時・進級時以外にも年数回案内チラシを配布					○	4月当初の時点で認定条件に該当していたが提出期限に申請が間に合わず、後から申請があった場合には4月分から遡って支給します。年度途中で家庭状況・経済状況が変わったことにより途中認定となった場合は、認定条件が揃った時点からの分を支給します。（申請時点からの支援ではなく、認定条件が揃った時点からの支給。ただし、年度を跨いでの遡り認定はしません。）	○									○						○	周知チラシを春（新入学・進級時）、秋、冬と複数回配布している。
和歌山県	高野町						○	○						○					○													○	特に工夫はしていない。
和歌山県	湯浅町	○					○	○							○				○								○							
和歌山県	広川町		○				○	○							○						○													
和歌山県	有田川町		○								○	就学児健診の際に、保護者に説明			○				○															
和歌山県	美浜町		○				○								○				○															
和歌山県	日高町	○	○	○											○					○										○				
和歌山県	由良町	○	○								○	児童扶養手当受給申請の際、担当者から教育委員会へ案内を依頼			○					○												○	児童扶養手当受給申請の際、担当者から教育委員会へ案内を依頼
和歌山県	印南町	○			○			○							○				○											○				
和歌山県	みなべ町	○		○			○	○							○					○							○							
和歌山県	日高川町		○	○			○	○							○						○						○			○				
				○			○	○							○				○								○							
和歌山県	白浜町																																	
和歌山県	上富田町	○			○										○				○		○						○							
和歌山県	すさみ町						○	○							○				○															
和歌山県	那智勝浦町	○		○			○	○							○				○	○	○									○				
和歌山県	太地町				○	○	○	○						○					○															
和歌山県	古座川町	○			○		○	○							○						○						○							
和歌山県	北山村									○					○					○														
和歌山県	串本町			○				○							○						○									○				
和歌山県	御坊市日高川町中学校組合		○	○			○	○							○						○						○			○				

2. 新入学児童を就学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）

令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）

都道府県	市町村名	<小学校> ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っておらず、検討も行っていない	エ. そもそも新入学児童がいないため、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象児童がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他	<小学校>（2）（1）のカの内容	<小学校> ア. 令和4年度（令和5年度新入学分）以前	イ. 令和5年度（令和6年度新入学分）	ウ. 令和6年度（令和7年度新入学分）以降	エ. 未定	<小学校> ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	<小学校> ア. 教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ. 自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ. 就学案内の書類に記載または就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ. 学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ. 城内幼稚園や保育所で案内を配布	キ. 城内の小中学校で説明会及び保護者に対して案内（記載雛形がいる場合など）	ク. 民生委員や スクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 小学校入学予定者がいる家庭へ案内を郵送	コ. その他	<小学校>（6）（5）のコの内容	<小学校>（7）（4）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の）①開始時期 ②申請期日 ③（7）の場合）支給時期	<小学校> ア. 予算の確保が難しいから	イ. 規則改正などが内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定日数が増えた、支給額に転換（転居）した場合の対応など、事務量増	エ. （入学前支給と）児童の身体検査や教育用教科書の減額度があるから	オ. その他	<小学校>（9）（8）のエ及びオの内容
31	31	25	3	2	0	1	0	0	25	0	0	3	1	0	0	1	0	2	7	13	1	12	8	14	10	4	1	2	0	7	3	3	2	1	1	2	0	1	1
和歌山県	和歌山市	○							○											○		○	○	○	○														
和歌山県	海南市	○							○											○										○									
和歌山県	橋本市	○							○											○		○		○															
和歌山県	有田市	○							○										○												○	就学時健康診断案内の書類とともに配布							
和歌山県	御坊市	○							○										○			○	○		○														
和歌山県	田辺市	○							○										○											○									
和歌山県	新宮市	○							○									○							○														
和歌山県	紀の川市	○																		○		○	○	○	○	○													
和歌山県	岩出市	○							○										○			○	○	○	○	○													
和歌山県	紀美野町	○							○							○						○		○									就学時健康診断後の学校説明会（10月）に配付し、12月中旬から2月中旬を目安に、申請書の提出から2週間後を目途に、随時個別に支給。							
和歌山県	かつらぎ町	○							○											○			○	○	○	○													
和歌山県	九度山町	○							○											○				○															
和歌山県	高野町		○									○																											
和歌山県	湯浅町			○																																○		○	学校を通しての申請書の提出が難しいため。
和歌山県	広川町		○									○																											
和歌山県	有田川町	○							○										○												○	就学児健診の際に、保護者に説明							
和歌山県	美浜町	○							○										○								○	○		○									
和歌山県	日高町	○							○										○			○	○	○															
和歌山県	由良町	○							○											○		○	○								○	対象になると思われる方へ事前に案内書類を送付している。							
和歌山県	印南町	○							○											○		○			○			○											
和歌山県	みなべ町	○							○											○		○		○															
和歌山県	日高川町	○							○											○			○	○						○									
和歌山県	白浜町		○									○																											
和歌山県	上富田町	○							○									○				○			○														
和歌山県	すさみ町			○																														○	○	○			
和歌山県	那智勝浦町	○							○											○		○		○						○									
和歌山県	太地町	○							○												○			○	○	○													
和歌山県	古座川町	○							○				○											○	○								①3月～4月 ②4月 ③6月							
和歌山県	北山村	○							○											○										○									
和歌山県	串本町	○							○											○				○						○									
和歌山県	御坊市日高川町中学校組合					○																																	

都道府県	市町村名	<中学校> ア. 入学前実施を行っている	イ. 入学前実施を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前実施を行っておらず、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学児童数およびその費用を無償化しているため、入学前支援を行っていない	オ. そもそも対象者がいないため、入学前実施を行っていない	カ. その他	<中学校>	<中学校> ア. 令和4年度(令和4年度新入学分)以前	イ. 令和5年度(令和5年度新入学分)	ウ. 令和6年度(令和6年度新入学分)以降	エ. 未定	<中学校> ア. 4月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月(初年(入学式前)	<中学校> ア. 予算の問題だから	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定対象者数が増えた、事務量に負担へ。増員が必要になるなど、事務量が増加するから	エ. 入学前支援による保護者の教育費負担軽減制度があるから	オ. その他	<中学校>	5. 要計急変世帯の認定について(重複可能) (1) 当てはまるもの1つに○ ア. 従前より要計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ. 新たに認定基準等を整備し、その基準により認定	ウ. 相談があった場合、事例に応じて個別に対応	エ. 就学援助制度により対応	オ. 新たに認定基準等を整備することを検討中	カ. そもそも対象者がいない	キ. その他	(2) (1)のキの内容
31	31	29	1	1	0	0	0	0	29	0	0	1	1	0	0	0	1	3	8	10	0	1	1	1	0	0	0	7	0	16	0	1	3	4	4
和歌山県	和歌山市	○							○											○								○							
和歌山県	海南市	○							○											○								○							
和歌山県	橋本市	○							○											○														○	前年と同様に新型コロナウィルス感染症の影響を踏まえた要計急変世帯については、相談があった場合、事例に応じて個別に支援
和歌山県	有田市	○							○										○															○	認定基準が整備されておらず、現在検討もしていない。
和歌山県	御坊市	○							○										○											○					
和歌山県	田辺市	○							○										○															○	要計急変世帯については新たに認定基準等の整備は行っておらず、申請があれば従前からの認定基準により認定している。
和歌山県	新宮市	○							○									○												○					
和歌山県	紀の川市	○							○											○								○							
和歌山県	岩出市	○							○										○											○					
和歌山県	紀美野町	○							○											○										○					
和歌山県	かつらぎ町	○							○											○										○					
和歌山県	九度山町	○							○											○								○							
和歌山県	高野町		○									○																		○					
和歌山県	湯浅町	○							○								○													○					
和歌山県	広川町	○							○											○										○					
和歌山県	有田川町	○							○										○											○					
和歌山県	美浜町	○							○										○											○					
和歌山県	日高町	○							○										○														○		
和歌山県	由良町	○							○											○														○	検討していない。
和歌山県	印南町	○							○											○										○					
和歌山県	みなべ町	○							○											○										○					
和歌山県	日高川町	○							○											○													○		
和歌山県	白浜町	○							○									○										○							
和歌山県	上富田町	○							○									○										○							
和歌山県	すさみ町			○																		○	○	○						○					
和歌山県	那智勝浦町	○							○											○										○					
和歌山県	太地町	○							○											○										○					
和歌山県	古座川町	○							○				○															○							
和歌山県	北山村	○							○											○										○					
和歌山県	串本町	○							○										○													○			
和歌山県	御坊市日高川町中学校組合	○							○											○													○		

都道府県	市町村名	4. 就学援助制度の概要確認・認定基準について																							5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について										6. 就学援助率
		（3）令和5年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																			（4）（3）でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に関する係数（倍率）	（5）（3）でツに○をした場合、市区町村独自給食補助額に関する係数（倍率）		（6）（3）でトと回答した場合、その他の基準の内容	（7）補足事項	4．（1）令和5年4月以降、準要保護の認定基準に変動がなければ、その内容	4．（2）（1）にてイア、変動があると答えた場合、令和5年4月以降の認定基準に変動があるか	4．（3）（2）でアとした場合、変動があるか	4．（4）（3）でイ、ウ、エ、オ、カ、キ、ケ、コ、サ、シ、ス、セに○をした場合、令和5年4月以降の認定基準に変動があるか	5．（1）（2）でイアとした場合、生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない（準要保護者が増加しない、影響を受ける所得層の基準保護者がいない等）	5．（2）（1）でイとした場合、生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	5．（3）（2）でエとした場合のその内容	5．（4）（1）でイ、変動させない		6．就学援助率
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村独自の課税	ウ．市区町村独自の免税	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．児童手当の支給	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納い忘れ、納期等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由していると客観で保護者の生活状態が きわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に変わるもの。15倍等）（係数（倍率）をF（4）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して簡単に定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の場合、1.3倍等）（係数（倍率）をF（4）に記入してください。）	チ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して簡単に定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の場合、1.3倍等）（係数（倍率）をF（4）に記入してください。）	ツ．特別支援教育就学奨励費の需要額算定に用いる補助基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（例：生活保護の1.3倍の場合、1.3倍等）（係数（倍率）をF（4）に記入してください。）（例は コメント欄参照）	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税者を固定額に一定の係数を掛けたもの（例：課税者を固定額10倍、1.5倍等）（係数および固定額を（5）に記入してください。）	F．その他	（4）（3）でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に関する係数（倍率）	（5）（3）でツに○をした場合、市区町村独自給食補助額に関する係数（倍率）																	
																					倍	倍													
31	31	20	18	15	18	18	24	7	3	11	12	10	9	8	4	4	2	7	0	10	13	0	15	0	0	8	0	0	0	0	0	8	8	
和歌山県	和歌山市						○										○				1					○						平成25	7	20%未満
和歌山県	海南市		○	○	○	○	○		○						○					○			・家庭の経済的理由により学校納付金の納付状況が悪い場合又は学用品、通学用品等に不自由している等、家庭の生活状態が困窮していると認められる世帯で、かつ、前年度1月から月に申請があった場合は前々年度とする。）における世帯全員の所得金額の合計が、教育委員会が別に定める就学援助の適用基準未満であること。 ・失職等により家計が急変し、生活状態が困窮していると認められる世帯で、かつ、当該年度における世帯全員の所得金額の合計が適用基準未満であること。											15%未満
和歌山県	橋本市																	○			1														20%未満
和歌山県	有田市	○			○	○	○													○			地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項の規定に基づき市町村民税の非課税である者。ただし、児童扶養手当の支給が停止されている者は除く。											15%未満
和歌山県	御坊市	○	○				○																												25%未満
和歌山県	田辺市																○				1					○						平成24	12	20%未満
和歌山県	新宮市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○					○			教育長が特に必要と認める者											20%未満
和歌山県	紀の川市	○	○	○	○	○	○			○	○									○			上記以外の特別な事情により就学援助が必要と教育長が認めたもの											15%未満
和歌山県	岩出市	○		○	○	○	○			○	○									○			市民税が非課税の方で、障害者、未成年者、ひとり親、寡婦の方											15%未満
和歌山県	紀美野町	○					○							○				○			1.3													15%未満
和歌山県	かつらぎ町	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○				○			1.2													25%未満
和歌山県	九度山町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○			国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条及び第90条に基づく国民年金の掛け金の減免、世帯要正貸し付け補助金による貸し付け、保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇い労働者											20%未満
和歌山県	高野町	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○				○			1													15%未満
和歌山県	湯浅町																	○				1.1													20%未満
和歌山県	広川町																	○				1.1													10%未満
和歌山県	有田川町	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○																					10%未満
和歌山県	美浜町	○	○	○	○	○	○	○		○	○									○			その他要保護者に準ずる程度に困窮し、教育委員会が特に援助を行うことが必要であると認められる者											15%未満
和歌山県	日高町						○													○			ひとり親家庭等の市町村民税非課税											10%未満
和歌山県	由良町						○													○			ひとり親家庭等											15%未満
和歌山県	印南町																			○			校長とアリングを行い、家庭状況等を加味した上で教育委員会により判断する。											15%未満
和歌山県	みなべ町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3					○						平成25	8	10%未満
和歌山県	日高川町	○	○				○													○			教育委員会が特に必要と認めた者											15%未満
和歌山県	白浜町															○					1					○						平成25	8	10%未満
和歌山県	上富田町													○						○			世帯機械員の5%、所得がある全員の合計所得額にる種手当金、養育費等を加算し、前の基準超と認じ、全力をで加算											10%未満
和歌山県	すさみ町	○	○	○	○	○	○					○			○	○					1.2					○						平成30	2	15%未満
和歌山県	那智勝浦町	○	○	○	○	○	○				○									○															20%未満
和歌山県	太地町	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○		○																				5%未満
和歌山県	古座川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○			1.3													30%未満
和歌山県	北山村	○	○	○	○	○	○			○	○									○			学校長、関係機関及び教育委員会の協議で特に認定が必要と認めた者											15%未満
和歌山県	串本町	○	○				○					○	○			○				○	1.3		自立支援医療受給者証を保持し、特に援助が必要であると認められるもの			○						平成24	12	25%未満
和歌山県	御坊市日高川町中学校組合	○	○				○													○			教育委員会が特に必要と認めた者											20%未満

7．令和5年度重要夜間就学援助額

1．小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

都道府県	市町村名	1-1．費目毎の援助額 学用品費 費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	新入学児童生徒学用品費等 費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	通学費 費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	修学旅行費 費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	1-5）補足事項
31	31	30	0	0	0	0	0	30	30	0	0	30	0	0	0	0	0	30	30	0	0	5	3	3	1	1	1	0	0	2	2	20	18	18	10	10	10	2	2	2	2	13
和歌山県	和歌山市	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	22,690	14,639					医療費実績なし
和歌山県	海南市	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	22,690	20,297					通学用品費は、一年生を除く。
和歌山県	橋本市	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	0								○	○	19,982								学用品費・通学用品費について、途中認定の場合は月割りで支給。通学費について、片道4Km以上公共交通機関を利用する該当者がいない。医療費については、対象者なし。
和歌山県	有田市	○						○	11,630			○						○	74,080													○			○	22,690	22,465					新入学児童生徒学用品費については、ふるさと応援寄附金を活用して20,000円上乗せしている。
和歌山県	御坊市	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	22,690	22,660					
和歌山県	田辺市	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	22,690	22,591					
和歌山県	新宮市	○						○	12,610			○						○	54,080													○	○	30,668								通学用品費は、学用品費ともに支給している。2～6年生の場合、併せて14,190円。国の教育扶助額全体の予算単価よりも高いが15年以上前から当該金額を支給しており何を参考に設定したのかは不明。
和歌山県	紀の川市	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	22,690	20,385					
和歌山県	岩出市	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	22,690	15,585					
和歌山県	紀美野町	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	22,690	17,458					
和歌山県	かつらぎ町	○						○	11,630			○						○	54,080			○			○	40,020	0				実績なし	○	○	22,898								オンライン学習通信費については、原則自宅にインターネット環境がない家庭を対象とし、モバイルルーターを教育委員会が一括購入の上無償貸与し、当該モバイルルーターの通信費を直接業者に支払っています。（他の就学援助費及び通い就学援助対象一家庭につき3,850円/月の通信費を教育委員会が負担しています。小学生と中学生で きょうだいがいる場合は小学校費で対象）
和歌山県	九度山町	○						○	11,630			○						○	54,080											○	別制度で支援										○	別制度で支援	
和歌山県	高野町	○						○	7,500			○						○	15,000													○			○	30,000	0					修学旅行費について本来は都市部より隣接した地域であり比較的交通費等が多く掛かるため、実績より積算した額である。 修学旅行の支給平均額が少ないのは、本町で生活困窮世帯を対象に行っている義務教育費用支援として定額支給した後、金額が超過した部分を援助しているため。
和歌山県	湯浅町	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	22,690	19,624					
和歌山県	広川町	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	25,910								○	○	22,138								
和歌山県	有田川町	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	18,988								医療費・・・実績なし（全児童が対象となる給解度で支給） 校舎利部団本・・・小学校3年生対象
和歌山県	美浜町	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	36,523								
和歌山県	日高町	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	21,858								
和歌山県	由良町	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	9								○	○	21,534								・通学用品費については、1年生は支給対象外となっている。 ・通学費について、令和4年度は実績なし。
和歌山県	印南町	○						○	11,630			○						○	54,080													○						○	22,690			医療費の支給実績なし。
和歌山県	みなべ町	○						○	11,630			○						○	54,080													○								○		修学旅行費　1泊　22,690円　2泊　28,190円 医療費　実績無し。
和歌山県	日高川町	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	16,574								
和歌山県	白浜町	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	48,447								学校給食費ーコロナ対策により9月から3月まで無償化。
和歌山県	上富田町	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	23,168								
和歌山県	すさみ町	○						○	11,630			○						○	54,080													○						○	35,000			
和歌山県	那智勝浦町	○						○	11,630			○						○	54,080			○								○		○	○	34,080								通学費補助は、那智勝浦町遠距離通学費補助事業に該当する児童に対し定額奉等の運賃相当額の3/4を支給。 令和4年度は医療費の支給実績なし。
和歌山県	太地町	○						○	12,610			○						○	51,330													○	○	59,004								
和歌山県	古座川町	○						○	12,000			○						○	50,600													○	○	57,876								
和歌山県	北山村	○						○	11,420			○						○	40,600													○	○	0							実績なし	
和歌山県	串本町	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	35,922								
和歌山県	御坊市日高川町中学校組合																																									

| 都道府県 | 市町村名 | 2. 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額） | | |